

# 廃業等届出書

宅地建物取引業法第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

関東地方整備局長  
茨城県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 印

受 付 番 号  
\*

受 付 年 月 日  
\*

届出時の免許証番号  
 ( )

届 出 の 理 由	1 . 死 亡 2 . 合 併 に よ る 消 滅 3 . 破 産 4 . 解 散 5 . 廃 止
商 号 又 は 名 称	
氏 名 ( 法 人 に あ っ て は 、 代 表 者 の 氏 名 )	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
届 出 事 由 の 生 じ た 日	
宅 地 建 物 取 引 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 . 相 続 人 2 . 元 代 表 社 員 3 . 破 産 管 財 人 4 . 清 算 人 5 . 本 人

確認欄  
\*

備考

申請者は、\*印の欄には記入しないこと。

「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例) 

0	0
---	---

 ( 5 ) 

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

「届出の理由」及び「宅地建物取引業者と届出人との関係」の欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

死亡の理由にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。